

## 規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律
規制の名称	書類保存義務の明確化
規制の区分	新設
担当部局	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
評価実施時期	平成31年2月
規制の目的、内容及び必要性	障害者であるかの確認書類の保存義務は、民間の事業主に対しては既に省令において課されているものであり、当該義務を法律に規定するのは、国及び地方公共団体に対しても同様の義務を課することに伴うものである。 今般の国及び地方公共団体の障害者雇用を巡る事案が生じたことを踏まえると、当該規制は、障害者雇用施策を適正かつ着実に進めるために必要不可欠な規制であって、事業主の障害者雇用に係る取組が確実に行われないことは、障害者の職業の安定を図るという法の目的を根本から揺るがすものである。
直接的な費用の把握	遵守費用として、事業主においては、すでに現行でも書類保存義務は省令において規定されているため、追加的な費用は発生しない。 行政費用として、すでに現行でも書類保存義務は省令において規定されているため、追加的な費用は発生しない。
直接的な効果(便益)の把握	書類保存義務が法律上明確化されることにより、事業主における障害者雇用義務の適正な履行が確保できる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	改正案を導入した場合、すでに現行でも書類保存義務は省令において規定されているため、追加的な費用は発生せず、規制の新設を行うことで事業主における障害者雇用義務の適正な履行が確保できることとなるため、規制の新設が必要である。
代替案との比較	努力義務として規定することが考えられる。この場合、実効性の確保に問題があるため、法律に明確化することが妥当である。
その他の関連事項	今後の障害者雇用施策の充実強化について(平成31年2月13日労働政策審議会障害者雇用分科会) 6 書類保存義務の明確化 障害者雇用促進法施行規則において、常時雇用する対象障害者に関する書類の保存義務について、民間事業主に対しては規定しているのに対し、国等の機関に対しては規定していない。 また、基本方針において、各府省は、通報対象となる障害者の名簿を作成するとともに、障害者手帳の写し等の関係書類を保存することとされている。 この関係書類は、障害者雇用率の算定の基礎となるものであり、事後的な調査に利用することによって算定の正確性の確認が可能となるものであるため、障害者雇用率制度を適正に運用していくためには、その保存を基本方針に基づいて行うのではなく、法律上の義務とすることが適当である。 なお、書類の保存義務は、障害者雇用率制度の運用上官民間問わず重要であることに鑑み、民間事業主においても国等と並んで法律上の義務とすることが適当である。
事後評価の実施時期等	法律の施行後3年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしている。